

平成23年伯耆町
第3回定例会

条例等議案説明資料概要



平成23年6月

伯耆町 総務課

議案名等	伯耆町税条例の一部を改正する条例について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1 理由</p> <p>平成23年3月11日発生 of 東日本大震災税制対応について、第177回通常国会において平成23年4月27日に「地方税法等の一部を改正する法律案」が成立し、同日付で公布となった。これに伴い、伯耆町税条例の一部改正をするもの。</p> <p>2 概要 (主な改正内容)</p> <p>(1) 個人住民税関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雑損控除の特例 <p>東日本大震災により住宅や家財の資産について受けた損失金額を前年(平成22年)の損失金額として、雑損控除と雑損失の繰越控除(期間を3年から5年に延長)ができる特例措置。</p> ・住宅ローン減税の適用の特例 <p>住宅ローン減税の適用を受けていた住宅が東日本大震災により住宅の用に供することができなくなった場合でも、控除対象期間の残りの期間について、控除を適用する特定措置。</p> <p>(2) 固定資産税関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波により甚大な被害を受けた区域内の土地・家屋に対する平成23年度の課税免除 ・被災住宅用地の特例 <p>被災住宅の敷地の用に供されていた土地は、被災後10年間住宅用地としてみなす特定措置。</p> ・被災代替家屋の特例 <p>被災家屋に代わる家屋(被災代替家屋)を平成33年3月末まで取得又は改築した場合は、被災家屋の床面積相当分について6年間軽減措(4年度分は1/2、2年度分は1/3を軽減)する。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>	